

諮問（不）第 45 号

答申（不）第 45 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 2 月 14 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不利用停止決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求の内容

請求人は、令和 4 年 12 月 28 日（令和 5 年 1 月 31 日最終補正）付けて、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 34 条第 1 項の規定により、平成 28 年〇月〇日付〇〇人第〇〇〇号保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）（以下「本件対象文書」という。）に記載された「保有個人情報が記録された公文書を保有していない理由」の部分に勘違いがあるとし、同条同項第 3 号に該当するとして保有個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件利用停止請求に対して、令和 5 年 2 月 14 日付けで、条例第 37 条第 2 項の規定に基づき、「当該個人情報は請求人から実施機関に対して継続的に問い合わせが続いていることから、保有が必要な個人情報であり、請求人が主張する条例第 34 条第 1 項第 3 号には該当しないため」として本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 5 年 3 月 7 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 特定日受理の公文書が県に保有されている以上、「公文書不存在」決定はウソであることは明らかである。
- (2) 県が、人事課職員のウソを適正に処理していれば、県民がこうして人事課職員のウソを指摘する必要もなかった。不突合を起こした決定書の放置は、県の不適正な処理の数々が招いた結果であり、すべて県の責任である。あたかも県民が悪いかなのような言い分て県民に泥を塗るばかりの県人事課の対応は、県民を愚弄する行為にほかならない。
- (3) 当該情報の利用停止を求めたことは、客観的な一義的判断に沿うものであり、条例第34条第1項第3号に該当するものであるから、本件処分に異議を申立て、当該情報の利用停止を求めるため本審査請求書を提起した。
- (4) これまでの人事課の主張によれば、人事課は特定日にA事務所を訪問してAから聞き取りをした情報を「口頭受理して公文書に記載した」と主張し続けており、その主張のとおり「特定日に人事課職員がA事務所を訪問した際のメモ」という公文書が県保有情報として存在している。
- (5) 人事課は、県に存在する公文書に不開示決定（公文書不存在）を發布してしまった事実については何ら反論はしておらず、その矛盾を認めているものと思われる。人事課が反発しているのは、こうした決定の不突合という現象を処理するのに、条例第10条第3項は当てはまらず、条例第34条第1項第3号に該当しないため、その法令の規定を使って決定の不突合を処理することはしないと反発しているだけのことである。
- (6) 条例第10条「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正の管理のために必要な措置を講じなければならない」とされているが、人事課は、条例第5条に従い自ら自己の個人情報の保護に努めている請求人を公権力のかたで強引にねじ伏せて拒絶するという行政にあるまじき悪質な対応を続けており、これまで一度も個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じていない。
- (7) 現段階において「特定日にAから口頭受理した内容を記録した公文書がある」と人事課が主張している以上、「口頭受理したが公文書を作成していない」という本不開示決定（公文書不存在）の理由は、矛盾の連鎖を引き起こしており、「保有の必要がある」ものとは言い難く、条例第34条第1項第3号に該当するものと言わざるを得ない。
- (8) 特定日に人事課がAから口頭受理した情報を記録したとされる公文書が県に存在しており、それが絶対に間違いなく真実の記録であると人事課が主張しつづけるのであれば、本不開示決定(公文書不存在)は誤りということになり、条例第

34 条第 1 項第 3 号に従い消去すべきものである。

- (9) 令和 2 年になって公文書の一部が開示された。人事課には公文書が少なくとも 2 枚ある。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

1 原処分を適正とした理由

- (1) 条例第 34 条第 1 項第 3 号

条例第 34 条第 1 項第 3 号は、自己を本人とする保有個人情報について、第 10 条第 3 項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるときは、その情報の廃棄又は消去を請求できるとされている。

- (2) 条例第 10 条第 3 項

条例第 10 条第 3 項は、実施機関において取扱目的に照らし、保有の必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならないとされている。

- (3) 不利用停止決定の検討

条例第 10 条第 3 項の「保有の必要がなくなった」とは、個人情報が記録されている公文書の保存期間が満了したこと、保存期間が定められていない公文書に記録されている個人情報については、事務を遂行する上で当該個人情報を使用する必要がなくなったことが想定されており、請求人が主張する「勘違いして間違っただけの決定書を発布してしまった場合には、同条例第 10 条第 3 項に該当する」という指摘はあたらない。

本件対象文書は、請求人からの問い合わせが継続的に続いていることを踏まえ、保存期間を 30 年に設定しているところであり、その保存期間が満了している事実はなく、条例第 10 条第 3 項に該当しないことから、条例第 34 条第 1 項第 3 号に定める利用停止請求の要件を満たしておらず、利用停止は行わない。

なお、本件対象文書は、請求人が「特定日に A が人事課に伝えた内容がわかるもの」について保有個人情報開示請求を行ったことから、実施機関が保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）として発出したものである。

実施機関としては、請求人が求める保有個人情報の記載内容から公文書が特定できなかった結果、不開示決定通知（公文書不存在）を行ったものであり、これは同条例に基づいた処分である。

本件対象文書は当該処分の事実を記載したものであり、かつ、請求人から実施機関に対して継続的に問い合わせが続いていることから、事務を遂行する上で使用する必要がなくなったといえる状況にはなく、継続して保有が必要な個人情報である。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、審査請求の理由において、独自の主張をしているが、今回の利用停止請求を認めるにあたっての争点は、本件対象文書が条例第34条第1項第3号に該当するか否かであることから、これらの主張について今回の争点に影響を及ぼすものではない。

3 結論

上記1で述べたとおり不利用停止部分は条例第34条第1項第3号に該当しないものであり、原処分は適正であると判断する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、請求人の審査請求書、反論書及び口頭意見陳述、また、実施機関の弁明書及び口頭説明を踏まえ、本件処分の妥当性について審査した結果、次のように判断する。

1 条例の規定について

(1) 条例第36条について

本条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。ここでいう「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準（以下「解釈及び運用基準」という。）によると、第34条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときであり、その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有個人情報の取扱目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要があるとされている。

(2) 条例第34条について

本条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる」とし、請求することができる場合及び求めることができる措置として、同条第1項において、「(1)第7条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去。(2)第8条第1項及び第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止。(3)第10条第3項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき 当該保有個人情報の廃棄又は消去。」と規定している。ここでいう「次の各号のいずれかに該当すると思料するときは」とは、解釈及び運用基準によると、実施機関が保有している保有個人情報に関する収集、利用又は提供等が次のいずれか

に該当すると思料するときに限られる。

ア～カ 省略

キ 保有の必要のなくなった個人情報を廃棄又は消去していないとき（第 10 条第 3 項）

(3) 条例第 10 条第 3 項本文について

本項本文は、「実施機関は、取扱目的に照らし、保有の必要がなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。

2 本件審査請求に係る論点について

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容を踏まえると、本件対象文書の「保有個人情報が記録された公文書を保有していない理由」に記載された「①口頭受理であり、公文書の作成がなかったため」（以下「本件対象保有個人情報」という。）という点について、請求人は、「A から受理した相談報告書」（以下「相談報告書」という。）及び「特定日に人事課職員が A 事務所を訪問した際のメモ」（以下「訪問メモ」という。）という公文書が存在するため、本件対象保有個人情報は実施機関の勘違い、誤りであることから、条例第 10 条第 3 項に該当するとし、条例第 34 条第 1 項第 3 号の規定により利用停止を求めているものと思料する。

これに対して実施機関は、請求人が主張する「勘違いして間違った決定書を発布してしまった場合には、条例第 10 条第 3 項に該当する」という指摘は当たらないとし、また、本件対象文書について保存期間が満了している事実はなく、同項に該当しない、すなわち、条例第 34 条第 1 項第 3 号に規定する違反の事実はなく、利用停止は行わないとしている。

そこで、当審査会は、本件利用停止請求について、個人情報の保有に関し条例第 36 条に規定する当該利用停止請求に理由があると認めるときに該当するか、すなわち条例第 34 条第 1 項第 3 号に規定する「第 10 条第 3 項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき」の該当性を審査する。

3 条例第 10 条第 3 項本文の規定に基づく個人情報の廃棄又は消去について

(1) 条例第 10 条第 3 項本文の規定について

本項本文に規定する「保有の必要がなくなった」とは、解釈及び運用基準によると、個人情報が記録されている公文書の保存期間が満了したこと、保存期間が定められていない公文書に記録されている個人情報については、事務を遂行する上で当該個人情報を使用する必要がなくなったこととされている。

(2) 利用停止の要否について

請求人は、本件対象保有個人情報は実施機関の勘違い、誤りであり、保有の必要があるものとは言い難く、条例第 34 条第 1 項第 3 号に該当するものと言わざるを得ないとして利用停止を請求している。しかしながら、同号に規定する条例第 10 条第 3 項本文の「取扱目的に照らし」の趣旨に鑑みれば、請求人から実施機関

に対して継続的に問い合わせ等があるために、本件対象文書は事務を遂行する上で保有が必要な個人情報であり、保存期間が満了していないことから、本件対象保有個人情報は条例第10条第3項に規定する保有の必要がなくなった個人情報にはあたらないとする実施機関の主張は首肯できる。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例第34条第1項第3号に規定する「第10条第3項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき」に該当するとは言えず、条例第36条に規定する本件利用停止請求に理由があると認めるときに該当しないと判断する。

さらに、本件対象文書は、実施機関が請求人に対して保有個人情報不開示決定通知を行ったものであり、請求人が本件利用停止請求で求めるその内容の実質は、当該決定に対する不服を申し立てるものであって、およそ利用停止請求にはなじまない。

なお、請求人が相談報告書及び訪問メモが存在するとして本件対象保有個人情報は実施機関の勘違い、誤りであると主張する点について、実施機関は、保有個人情報不開示決定を通知した開示請求書には先に開示した訪問メモが添付され、当該訪問メモの「人事課に内容を報告する」の箇所がマーカーで着色されていたことから、請求内容は「Aを訪問した際に、その場でAから人事課へ伝えられた内容がわかるもの」と捉えたと主張する。請求人と実施機関の間には請求内容について認識の違いが存在しており、双方の主張を照らしても、当審査会は双方の認識の正誤を判断できるものではない。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和6年8月16日	実施機関から諮問書を受理
令和6年8月30日	審査会（審査）
令和6年10月1日	審査会（審査）
令和6年10月25日	審査会（審査）
令和6年11月26日	審査会（審査）
令和6年12月18日	答申

※長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）附則第2条第2項及び第5条による。

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
福崎 龍馬	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
大串 祐子	学識経験者	
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部 副学部長 教授	
松崎 なつめ	長崎県立大学副学長	